

A重油購入(単価契約)阪神港仕様書

第五管区海上保安本部

1 品名、規格、数量

品名	規格	単位	予定数量	備考
A重油	海上保安庁 燃料油類規格	リットル	2,300,000	神戸区 給油船
A重油	海上保安庁 燃料油類規格	リットル	100,000	大阪区 給油船

2 品質及び規格

海上保安庁燃料油類規格に定める品質及び規格に合格するものであること。

3 納入場所及び方法

(1) 支出負担行為担当官第五管区海上保安本部長又は、支出負担行為担当官第五管区海上保安本部長が指名した職員の納入要求に基づき、阪神港に停泊中の巡視船等(以下「本船」という。)の船内タンクに、給油船を使用して納入すること。

なお、本船の船内タンク以外への納入は、絶対に行ってはならない。

(2) 本船に損傷及び汚損を与えないよう配慮するとともに、漏油事故防止対策を十分に行うこと。

4 疑義の解釈

契約履行に当たり、疑義が生じた場合並びに仕様書に反し又は明記されていない事項について本船から要求や指示を受けた場合には、契約事務担当官等に報告し、その指示に従うこと。

5 社内試験成績表の提出

契約締結後、社内試験成績表を1部提出すること。

6 品質検査

海上保安庁が定める燃料油類の検査方法による。

検査の結果不合格となったときは、直ちに第2項に定める規格品の製品と交換すること。

7 検査

納入に当たっては、検査職員の検査を受けること。

8 納入期間

契約日から平成28年3月31日までとする。

9 代金の支払方法

納入数量を取りまとめ、一ヶ月毎に請求すること。

10 その他

(1) 上記1の数量は、予定を示したものであり増減が生じても異議の申し立てをしてはならない。

(2) 船舶燃料搭載に際しては、関係法令等を遵守すること。

(3) 燃料油の納入日時を指定し発注があった場合は、夜間休日等に関わらずこれに応じる

こと。

- (4) 燃料油の納入日時の変更等の通知があった場合は、これに応じること。
- (5) 当部係官等から燃料油の試験性状成績証及び出荷証明書等検査に必要な書類の提出を求められた場合は、速やかにこれに応じること。